

# 交通遺児に 温かいご支援を!

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会は、交通事故の災禍により父母等の保護者を失った福島県内に居住する児童・生徒(小・中学生、高校生)の健全な育成に寄与することを目的に昭和59年に設立されました。設立以来、みなさまからの浄財を基にして、奨学金の支給など交通遺児等の健やかな成長と勉学の励みとなる各種事業を行っております。

みなさまからの御寄附をお待ちしております。



## 公益財団法人 福島県交通遺児奨学基金協会

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 (事務局:福島県生活交通課内)

電話024-521-7158 FAX024-521-7887

電子メールkoutsuu@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/koutsuuiji.html>

再生紙を使用しています

お問い合わせ

### 振込依頼書(受託業務収納)

ご依頼日 先方銀行	令和 年 月 日	文書扱	手数料	無料	
	東邦銀行 県庁支店	金	百万	千	円
受取人	預金種目 普通 口座番号 583572	金額			
	コウエキザイダンホウジンフクシマケンコウツウイジショウガクキンキョウカイ 公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会 (電話 024-521-7158) 福島市杉妻町2-16	収納印または振替印			
ご依頼人	(フリガナ)	様			
	(お名前)				
	(おところ)				
	〒				

### (受託業務収納) 振込通知書

金額	令和 年 月 日	金	百万	千	円
	先方銀行 東邦銀行 県庁支店	受取人 預金種目 普通 口座番号 583572			
ご依頼人	(フリガナ)	様			
	(お名前)				
	(おところ)				
	〒				
〔備考〕					
上記のとおりお振込みいたしましたからご通知申し上げます。					
(取扱店)	銀行	店			

### 振込金受取書

金額	令和 年 月 日	金	百万	千	円
	先方銀行 東邦銀行 県庁支店	受取人 預金種目 普通 口座番号 583572			
ご依頼人	(お名前)	様			
	(おところ)				
上記の金額正に受け取りました。					
(取扱店)	銀行	店			

○各欄の太線の中だけボールペンでご記入ください。

○下記の銀行の本支店でお取扱いいたします。

東邦銀行(県庁支店)普通583572

(取扱店保管)

(取扱店) 銀行 店

(取扱店→取りまとめ店→受取人)

(取扱店→依頼人)

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会は、  
みなさまからの寄附金を基に下記の事業を行っております。  
みなさまからの更なる御支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 協会の事業概要

事業内容	金額	対象者 (県内に住所を有する交通遺児等)	実施 時期	実施状況 (令和3年度)
奨学金の支給	40,000円	小・中学生 ※	7月	延べ134人に 総額14,400,000円を 支給しました。
	50,000円	高校生 ※		
	70,000円	小学校入学予定者	3月	
	100,000円	中学校入学予定者		
	150,000円	中学校卒業予定者		
	150,000円	高校卒業予定者		
図書カード の贈呈	5,000円分	小学生	12月	延べ113人に 総額1,134,000円分を 贈呈しました。
	7,000円分	中学生		
	10,000円分	高校生		
	5,000円分	小学校入学予定者	3月	
	10,000円分	中学校入学予定者		
	30,000円分	中学校卒業予定者		
旅行クーポン券 の贈呈	50,000円分	小学4年生及び 中学2年生の世帯	7月	11世帯に 総額550,000円分を 贈呈しました。

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、一律5万円の一時金を7月に支給しました。

## 御寄附の方法

御寄附は、銀行振込・持参等の方法でお願いいたします。

この振込用紙により東邦銀行の窓口で寄附金を振り込んでいただくと、手数料は無料となります。

この振込用紙は、最寄りの市町村・警察署等にお配りしておりますので御活用ください。

また、本協会のホームページにもこの振込用紙と同じ内容をPDFで掲載しておりますので印刷して御活用ください。  
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/koutsuuiji.html>)

※本協会は、公益財団法人の認定を受けておりますので、税の寄附金控除の対象となる場合があります。受領書を発行しますので、ATMやネットバンキングを御利用の方は、事務局まで御連絡ください。  
詳しくは、最寄りの税務署・お住まいの市町村税務担当窓口にて御相談ください。